

社会福祉法人マーシ園 法令遵守規程

(目的及び適用範囲)

第1条 社会福祉法人マーシ園（以下「法人」という。）が実施する社会福祉事業（以下「事業」という。）について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として、社会福祉法人マーシ園法令遵守規程（以下「規程」という。）を定める。

(基本方針)

第2条 法人が事業を適正に行うため、以下のとおり基本方針を定める。

- (1) 事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- (2) 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- (3) 法令遵守責任者は、理事長の命を受け、施設長、所長又は管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

(法令遵守責任者)

第3条 理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

2 前項の法令遵守責任者は、法人本部事務局長をもって充てる。

(法令遵守委員会)

第4条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するため、必要あるときは、法令遵守委員会を設置する。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、法人事業が法令を遵守して遂行されるよう、理事会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- (1) 法人及び事業の組織体制に関する提案
 - (2) 法令遵守に関する本規程の制定及び改定
 - (3) 法令遵守違反事例について原因の究明に向けた分析・検討
 - (4) 法令遵守違反再発防止策の策定と公表
- 2 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議に出席し、法人の事務遂行状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

(相談窓口)

第6条 法人内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために、法人本部事務局に相談窓口を設置する。

- (1) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファックス、文書、面談等とする。
- (2) 通報を受けた場合は、必要に応じて調査を行い、原因を究明し、その結果是正を要する場合は、直ちに是正処置を講ずるものとする。更には、再発防止策が機能しているかフォローアップを行うものとする。
- (3) 法人は、報告・相談者に対し、このことを理由として不利益な処分又は措置をしてはならない。
- (4) 法人は通報、調査で得られた個人情報について、個人情報保護に関する法令等を遵守する。
- (5) 虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行ってはならない。
- (6) 法人は、不正と認められた事案について、必要に応じて公表に努めるものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は、第2条に定める基本方針に基づき業務を行うものとする。

- 2 職員は、自ら職務倫理を身につけ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）その他関係法令を遵守して業務を遂行しなければならない。
- 3 職員は、法令遵守の観点から疑わしい事案がある場合は、自らの上司又は施設長、所長及び管理者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第8条 法令遵守責任者は施設長、所長及び管理者と連携して、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(処分)

第9条 法人は、法令違反した職員を懲戒その他厳格に処分するものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月26日から施行する。